解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

福岡県太宰府市五条二丁目一〇番三号

株式会社エスケイエンタープライズ

代表清算人　光森　徳雄

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

長崎県佐世保市御船町二番一四号

有限会社吉田電機工事店

清算人　吉田　輝好

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

沖縄県那覇市安謝二丁目二九番二六号

特定非営利活動法人風のうた・子育て支援ネットワーク　清算人　平尾慎一郎

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

秋田県秋田市八橋大畑二丁目一二番五五号

両羽自動車整備厚生年金基金

代表清算人　仙花　久彌

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都港区芝浦三丁目一九番二〇号ふーまビル二階

全日本食品機械工業厚生年金基金

代表清算人　植田　英雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年一月十九日開催の理事会の決議及び平成二十九年一月十九日開催の評議員会決議並びに平成二十九年三月十五日東京都中野区長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都中野区新井二丁目八番一三号

社会福祉法人中野障害者援護センター

清算人　溝口　秀二

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都墨田区東駒形一丁目一六番一号

東日本紙器厚生年金基金

代表清算人　北原　茂樹

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

日本製紙関係会社厚生年金基金

清算人　湯浅　真司

解散公告（第一回）

当会は、平成二十九年三月二十三日の臨時総会の決議により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

岐阜県可児市兼山七〇一番地一

兼山町商工会

清算人　中江　敏久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月十二日開催の臨時集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

愛知県一宮市千秋町加納馬場字三本木一二番地四九

馬場住宅団地管理組合法人

清算人　槇　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月八日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

三重県多気郡多気町丹生一七九八

清算法人丹生土地改良区

代表清算人　中村　豊實

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年一月二十二日開催の社員総会の決議並びに徳島県知事の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

徳島県徳島市新内町一丁目九番地

医療法人イノコ歯科医院

清算人　猪子　寿夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年二月八日開催の臨時大会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都青梅市末広町二丁目九番地

東芝労働組合青梅支部

清算人　荒井　聡

平成二十九年四月十日

兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目一番一号

神戸商工会議所

会頭　石毛　博行

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十三日小金井市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

東京都小金井市桜町二丁目一番二二号（管理事務室）

小金井コーポラスマンション建替組合

代表清算人　根本　斉

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

徳島県徳島市幸町三丁目六一番地

徳島県病院厚生年金基金

代表清算人　日比野敏行

解散公告（第二回）

当法人は、霧島市長の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

鹿児島県霧島市国分中央三丁目二〇番六号

社会福祉法人法隆寺福祉園

清算人　川畑　憲光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年二月十六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十日

青森市浪打二丁目四番三号

神道大教龍斎講社

清算人　柴田　ナミ